

2016年11月22日

お客さま 各位

東海労働金庫
理事長 度会 章仁
(公印省略)

消すことができる筆記用具（消せるボールペン等）の使用禁止について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、東海ろうきんをご愛顧いただき、心より厚く御礼申し上げます。

さて、東海ろうきんにご提出いただく伝票や各種申込書等に、筆記した文字等を容易に消すことができる筆記用具（※）（以下「消せるボールペン」という。）を使用したものが見受けられます。

「消せるボールペン」は、その性質から文書の改ざんが容易であり、また、温度変化により文字等が消えてしまう恐れもあることから長期的な保存に適していないため、弊金庫にご提出いただく伝票等に使用することは相応しくありません。

つきましては、ご提出いただく伝票等の記入に際しては「消せるボールペン」等、訂正が容易にできる筆記用具のご使用はなさないようお願い申し上げます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

（※）鉛筆・摩擦熱等で消えるインク等を使用したペン等